## 始まります!社会保障・税番号(マイナンバー)制度

平成27年10月から、住民票を有する全ての方に、1人1つずつ割り当てられる12桁の番号(マイナンバー)が通知されます。

本組合においても、次の「本組合での利用範囲」のとおり、各種手続きでマイナンバーを利用することとなり、平成29年に予定されている運用開始前までに、被保険者の皆さまからマイナンバーをご報告願うこととなりますので、通知カードを受理されましたら、大切に保管いただきますようお願いいたします。(皆様からのご報告時期及び具体的方法は、決定次第ご案内いたします。)

## 本組合での利用範囲

- ◎加入(資格取得)時、住所変更時
- マイナンバー制度導入後は、住所地、世帯構成が把握できます。
- ⇒住民票写が不要となります。
- ◎高額療養費支給処理、70歳以上の負担割合の判定時
- 制度導入後は、所得状況を確認できます。
- ⇒所得証明書が不要となます。
- ◎健康保険等からの資格取得時
- 制度導入後は、資格得喪状況を確認できます。
- ⇒喪失証明書等が不要となります。



## 個人情報の取扱いについて

マイナンバーの漏えい、滅失防止等のため、次のとおり所要の措置を講じます。

- ◎システム改修、施設・事務処理体制の整備、職員に対する研修等を実施します。
- ◎内閣府に設置された「特定個人情報保護委員会」の評価<sup>(※)</sup>を受け、公表します。

※マイナンバーを適切に取り扱うことができるという認定であり、一定以上の加入者数等であれば 受ける義務があります。

制度の目的等、詳細については、以下のホームページをご覧ください。

○政府広報オンラインホームページ